

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根原子力発電所 保安規定）【17】
2. 日時：令和6年1月10日 13時30分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

皆川管理官補佐、宮本上席安全審査官、義崎上席安全審査官、
秋本主任安全審査官※、片桐主任安全審査官※、小林主任安全審査官、
伊藤（拓）安全審査官、大塚安全審査官※、小野安全審査官※、
中原安全審査官※、平本安全審査専門職※、宮崎安全審査専門職、
伊藤（謙）原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他4名

電源事業本部 原子力安全グループ マネージャー 他41名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ グループリーダー 他2名※

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力運営 主任 他1名※

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ グループマネージャー 他3名※

中部電力株式会社

原子力部 総括・品質保証グループ 副長※

日本原子力発電株式会社

発電管理室 室長代理 他5名※

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室（建設管理） 課長 他1名※

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和5年8月24日及び12月21日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【原子炉施設保安規定変更に係る説明資料（先行BWRプラントとの比較表）】

○ 先行審査プラントと比較してサプレッションプール水位及び復水貯蔵タ

ンク水位を制御対象としておらず、かつ機器の運転点設定にも使用しないとしていることについて、理由を説明すること。

- スキマサージタンクに係る保全作業時の措置を一部除外していることについて、どのような検討を行ったのか、詳細に説明すること。
- 格納容器内の酸素濃度に係る LCO 適用期間の設定が先行プラントと相違していることについて、設置許可等の記載から保安規定の記載への展開の考え方を含め、その理由を説明すること。

【保安規定第 60 条（非常用ディーゼル燃料油等）の変更について】

- 非常用ディーゼル発電機の潤滑油貯蔵量の判定値を変更した考え方及び変更前後の数値について根拠を明確にして説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし